

令和5年8月1日

出張カメラマン 各位

福島縣護國神社社務所

境内での撮影についてのお願い

1、境内での撮影許可の条件

- ・出張カメラマンとは、依頼者との間に料金が発生する方（家族、親戚、知人も含む）を言います。
- ・ご祈祷を受ける方、神前結婚式の方は、予め出張カメラマンを依頼したことを神社へ電話予約時に伝えて、出張カメラマンは、神社へ前もって電話連絡をして指示を受けて下さい。
- ・神社の建物内部での撮影は、神前結婚式を除き許可していません。
- ・ご祈祷を受けられる方、神前結婚式の方のみ、境内での撮影を許可しております。
- ・混雑が予想される期間は、撮影許可をいたしません。

1、境内での撮影許可の申請

- ・神社は宗教施設（私有地）ですので、事前に神社職員へ名刺を渡して、下記の注意事項を読んで神社の撮影許可の後に、撮影を開始して下さい。その際に腕章をお渡ししますので、見えるように装着して下さい。

1、境内での撮影マナーとルール

- ・撮影を開始する前に、神様へ撮影報告のお参り（2礼2拍手1礼）をしてから、撮影して下さい。
- ・撮影を終了したら、神様へ終了報告のお参り（2礼2拍手1礼）をした後に、腕章をお返し下さい。

※他の参拝者へ迷惑にならないように、下記の撮影等は禁じます。

- ・他の参拝者を止めての撮影。
- ・一定の場所を占領しての撮影。
- ・賽銭箱の裏側に入っただけの撮影。
- ・賽銭箱や狛犬、灯籠などの構築物に荷物を置いての撮影。
- ・参道に座り込んでの撮影。
- ・落ち葉や紙吹雪などの過剰な演出による撮影。
- ・祈祷専用駐車場での撮影。

※他の参拝者より苦情があった場合は、撮影を中止していただきます。

1、過去における出張カメラマンが、以後境内での撮影不可となった事例

- ・出張カメラマンでありながら、依頼者との間に料金が発生していない親族の振りをして、許可を取らないで撮影。
- ・出張カメラマンが、自分本位でマナーとルールを守らない撮影。

※以上、出張カメラマンの方は神社と依頼者と参拝者に迷惑をかけないように、料金が発生しているプロとしての撮影をお願いします。

福島縣護國神社社務所

024-535-0519

（午前9時より午後5時 通話可）